令和8年度船橋市立船橋特別支援学校高等部入学者選考要項

1 応募資格

入学を志願できる者は、船橋市内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令 第22条の3に定める知的障害者で、以下のいずれかに該当する者とする。

- ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は令和 8年3月に卒業する見込みの者
- イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月に修了する見込みの者
- ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、令和8年3月に、学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 入学定員

特に定員を設けない。

3 出願

(1) 事前の教育相談

令和8年1月9日(金)までに、本校で進路に係る事前の教育相談(体験入学含む)を済ませること。

なお、知的障害者を教育する県立特別支援学校の専門学科及び普通科(職業コース)を受検し(二次募集を含む)、入学許可候補者とならなかった者で志願する場合も、令和8年2月10日(火)までに本校において進路に係る教育相談(体験入学含む)を済ませ出願すること。出願の際には県立特別支援学校の専門学科及び普通科(職業コース)選考時の受検票を提示すること。

(2) 入学願書・調査書等の提出

① 提出期間

令和8年1月29日(木)から令和8年2月9日(月)までとする。 ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。

- ② 受付時間 9時00分から16時00分まで
- ③ 提出先 船橋市立船橋特別支援学校長

(3) 提出書類等

	書類	等	備考	
ア	入学願書	[様式1]		
イ	療育手帳	等の写し	交付番号及び障害の程度が記載された事項	
			の部分の写し	
	※又は、	知的障害を有する	[様式2]は参考様式とし、医療機関等が発行す	
	ことを	証明する診断書	るものも可。ただし、発達検査の結果が記載されて	
		[様式2]	いること。	
ウ	入学者選	考受検票 [様式3]		
工	調査書	[様式4]		

才 返信用封筒	320円切手(特定記録加算料金含む、料金改定
	があったときは改訂後の料金の切手)を貼った定
	形長形3号の封筒に、志願者の住所、氏名及び郵便
	番号を表記すること。
カ 通学区域外からの入学志願	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入
証明書(様式9)	の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、志願
	する特別支援学校の校長に提出すること。
キ 必要に応じて提出する書類	その他志願する特別支援学校の校長が必要と認
	める書類を提出すること。

4 入学許可候補者の決定(本選考)

- (1) 入学者選考日
 - ① 入学者選考日 令和8年2月18日(水)
 - ② 時間

午前の部 8時45分から11時00分まで 午後の部 12時45分から15時00分まで

(2)入学者選考会場

船橋市立船橋特別支援学校(金堀校舎)

(3) 入学者選考の方法

校長は出身学校長より提出された調査書及び諸検査・面接等により総合的に審査し、入学者を選考する。

5 入学許可候補者の発表及び通知

校長は、令和8年3月3日(火)午前9時に、船橋市立船橋特別支援学校(金堀校舎)で掲示により発表するとともに、ホームページ上に受験番号を掲載する。併せて出身学校 長及び本人に郵送にて通知する。

6 追選考

選考日当日にインフルエンザ罹患等、やむを得ない理由により受検することができなかった者に対して追選考を行う。

(1) 受検資格及び手続

インフルエンザ罹患等による急な発熱で別室での受検も困難である等、やむを得ない理由により本選考を全て受検できなかった者のうち、本校校長が定める所定の手続きにより、承認を受けた者を対象とする。

- ① 追選考志願者の連絡
 - 追選考を志願する者の在籍する中学校の校長等は、速やかに特別支援学校の校長 に電話により連絡する。
- ② 追選考受検願の提出 追選考受検の場合、「追選考受検願」〔様式6〕「本選考不受検理由証明書」〔様 式7〕を令和8年2月24日(火)までに提出する。
- (2) 追選考日

「本選考不受検理由証明書」〔様式7〕により、決定する。

(3) 入学選考会場

船橋市立船橋特別支援学校(金堀校舎)

(4)入学選考の方法本選考に準じる。

7 その他

- (1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、「入学辞退届」 [様式5] を船橋市立船橋特別支援学校長宛に提出するものとする。
- (2) 入学選考料は無料とする。
- (3) この選考要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項は、市教育長が別に定めるものとする。